

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、取引先の皆様、価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. 小売店として、共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることのより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・当社は地域密着の小売店として、各取引先と積極的に商品開発を推進いたします。
- ・新たな取引先との連携を構築し、仕入れ業務を活性化します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①取引価格決定方法

- ・不合理な取引価格決定業務は行ないません。取引価格決定に当たって、取引先から協議の申し入れがあつて場合には協議に応じ、様々諸条件を十分に考慮しお互いの合意の上で決定します。
- ・対面での商談の場合は商談報告書を作成し、協議の内容を記録として書面で残します。

②不当な要求

- ・不当な値引き、サンプルの要求、人的応援要請は行ないません。
- ・お互いの合意を基に公正な取引を行います。又必要に応じて、必要な対価の支払いを行ないます

③働き方改革に伴うしわ寄せ

- ・取引先も働き方改革をできるよう、急な要請や無理な変更は致しません。
- ・災害時においては、取引先に一方的な負担を押し付けることはいたしません。

又事業再開時には出来る限り、取引が継続するよう配慮します。

④手形などの支払条件

- ・下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

⑤知的財産・ノウハウ

- ・知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めませ。

3. その他

- 取引先、地域のお客様の豊な生活文化に貢献できるよう、地域のライフラインとしての使命を果たします。

- 従業員が「方針を実行するための基本姿勢」「マルカンの信条」「経営目的」「基本方針(お客様第一主義、環境整備、重点主義)」に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時に行なう唱和と社員教育を通じて従業員への浸透を図ります。
- お取引先様と長期的な信頼関係を築きます。

2023年6月13日

株式会社マルカン 代表取締役社長 佐々木 謙一
(企業名) 役職・氏名(代表権を有する者)